



茨城県報

第 1 2 4 1 号

平成13年 3 月 1 日

木 曜 日

目 次

規 則
(教 育 委 員 会)

ページ

大学院修学休業規則.....	1
告 示	
字の名称の変更 (地方課)	7
救急告示病院の認定 (医療整備課)	7
救急告示病院の申出の撤回 (医療整備課)	8
指定居宅サービス事業者の指定 (高齢福祉課)	8
指定居宅サービス事業者の事業の廃止 (2 件) (高齢福祉課)	8
指定居宅介護支援事業者の事業の廃止 (高齢福祉課)	9
大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (商業流通課)	9
木材業者等の登録 (林政課)	10
土地改良事業の工事の完了 (農村計画課)	10
車両制限法令の規定に基づく道路の指定 (道路維持課)	10
事業計画の変更の認可 (2 件) (下水道課)	14
市街地再開発組合の理事長の氏名及び住所 (建築指導課)	16
(選挙管理委員会)	
施設の長が不在者投票管理者となることができる施設の指定.....	16
施設の長が不在者投票管理者となることができる施設の指定内容の変更.....	16
公 告	
平成13年度前期技能検定実施公示 (職業能力開発課)	17
平成13年度技能検定 (随時 3 級, 基礎 1 級及び基礎 2 級) 実施公示 (職業能力開発課)	21

規 則

(教 育 委 員 会)

茨城県教育委員会規則第 1 号

大学院修学休業規則を次のように定める。

平成13年 3 月 1 日

茨城県教育委員会委員長 志 田 諄 一

大学院修学休業規則

(目的)

第 1 条 この規則は、教育公務員特例法（昭和24年法律第 1 号。以下「教特法」という。）第20条の 3 第 1 項の規定に基づく県立学校及び市町村立学校の教諭、養護教諭又は講師（以下教諭、養護教諭又は講師を「教諭等」という。）の大学院修学休業（以下「修学休業」という。）の許可その他の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(修学休業の許可の対象となる教諭等)

第 2 条 修学休業を許可することができる教諭等は、別に定める修学休業候補者とする。

(修学休業の許可手続)

第 3 条 教特法第20条の 3 第 2 項の規定に基づき修学休業の許可を申請する者（以下「修学休業許可申請者」という。）は、大学院修学休業許可申請書（様式第 1 号）を修学休業の許可を受けようとする日の 1 月前までに茨城県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）に提出するものとする。

2 県教育長は、修学休業許可申請者に対して、前項に掲げるもののほか、修学休業の許可に当たって必要な証明書類等の提出を求めることができる。

3 県教育長は、修学休業を許可するときは、修学休業許可申請者に対し大学院修学休業許可書（様式第 2 号）を交付するものとする。

(修学休業の許可の失効)

第 4 条 県教育長は、教特法第20条の 5 第 1 項の規定に基づき、教諭等の修学休業の許可が失効したときは、当該教諭等に対し大学院修学休業許可失効書（様式第 3 号）を交付するものとする。

(修学休業の取消し)

第 5 条 県教育長は、教特法第20条の 5 第 2 項の規定に基づき、教諭等の修学休業の許可を取り消すときは、当該教諭等に対し大学院修学休業許可取消書（様式第 4 号）を交付するものとする。

(提出書類の経由)

第 6 条 次の表の左欄に掲げる者が、第 3 条の規定に基づき県教育長に書類等を提出するときは、同表右欄に掲げる者を經由するものとする。

提 出 者	経 由 者
県立学校の教諭等	教諭等の属する学校の校長
市町村立学校の教諭等	教諭等の属する学校の校長、当該学校の所在する市町村教育委員会教育長及び当該市町村を管轄区域とする教育事務所長

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、県教育長が定める。

付 則

この規則は、平成13年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号

大 学 院 修 学 休 業 許 可 申 請 書

平成 年 月 日

茨城県教育委員会教育長 殿

申請者 学校名

職・氏名

印

下記のとおり，大学院修学休業の許可を申請します。

記

1 在学する大学院・研究科・専攻・コース等の名称

2 取得予定の専修免許状の種類

3 修得予定の単位数

4 大学院修学休業申請期間

平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで

申請に当たっては，大学院の課程等への入学試験に合格したことを証明する通知の写しを添付すること。

様式第 2 号

記号指令第 号

大 学 院 修 学 休 業 許 可 書

学 校 名

職・氏名

平成 年 月 日付けで申請のあった大学院修学休業については、教育公務員特例法（昭和24年法律第 1 号）第20条の 3 第 1 項の規定により許可する。ただし、許可する期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

平成 年 月 日

茨城県教育委員会教育長

様式第 3 号

記号指令第 号

大 学 院 修 学 休 業 許 可 失 効 書

学 校 名

職・氏名

平成 年 月 日付けで許可した大学院修学休業については、教育公務員特例法（昭和24年法律第 1 号）第20条の 5 第 1 項の規定により失効する。

平成 年 月 日

茨城県教育委員会教育長

様式第 4 号

記号指令第 号

大 学 院 修 学 休 業 許 可 取 消 書

学 校 名

職・氏名

平成 年 月 日付けで許可した大学院修学休業については、教育公務員特例法（昭和24年法律第 1 号）第20条の 5 第 2 項の規定により取り消す。

平成 年 月 日

茨城県教育委員会教育長

告 示

茨城県告示第188号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により潮来町長から同町内の字の名称を次のとおり変更する旨の届出があった。

なお、この届出に係る字の名称の変更の効力は、平成13年4月1日から生ずるものである。

平成13年3月1日

茨城県知事 橋 本 昌

潮来に変更する区域	大字潮来の全部
大洲に変更する区域	大字大洲の全部
辻に変更する区域	大字辻の全部
築地に変更する区域	大字築地の全部
延方に変更する区域	大字延方の全部
前川に変更する区域	大字前川の全部
水原に変更する区域	大字水原の全部
釜谷に変更する区域	大字釜谷の全部
大生に変更する区域	大字大生の全部
大賀に変更する区域	大字大賀の全部
牛堀に変更する区域	大字牛堀の全部
永山に変更する区域	大字永山の全部
堀之内に変更する区域	大字堀之内の全部
茂木に変更する区域	大字茂木の全部
清水に変更する区域	大字清水の全部
上戸に変更する区域	大字上戸の全部
島須に変更する区域	大字島須の全部

茨城県告示第189号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の救急病院である。

なお、当該病院に係る同項の認定が効力を有する期限は、平成16年2月29日である。

平成13年3月1日

茨城県知事 橋 本 昌

名 称	所 在 地
水 戸 赤 十 字 病 院	水戸市三の丸3丁目12番48号
医療法人社団青潤会 青柳病院	水戸市柳町2丁目10番11号
医療法人誠潤会 城北病院	東茨城郡常北町石塚1395
桜ヶ丘病院	東茨城郡茨城町奥谷1076

茨城県告示第190号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急診療所である次の診療所については、その開設者から同令第2条第2項の規定による申出の撤回があったので、同項の規定により告示する。

平成13年3月1日

茨城県知事 橋 本 昌

名 称	所 在 地
医療法人宏千会 秋本脳神経外科	龍ヶ崎市川原代町6187 - 1

茨城県告示第191号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第78条の規定により告示する。

平成13年3月1日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類等	指 定 年月日
株式会社 アイディア・コーポレーション	ヘルパーステーションきらり	水戸市河和田町4470 - 155	訪問介護	平成13年 2月15日
有限会社 あおぞら介護サービス	あおぞら 介護サービス	東茨城郡茨城町小幡60番地	訪問介護	平成13年 2月15日

茨城県告示第192号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、事業の廃止の届け出を受理したので、同法第78条の規定により告示する。

平成13年3月1日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類等	廃 止 年月日
有限会社 ケアセンター ふれあい	有限会社 ケアセンター ふれあい	真壁郡関城町大字辻1476番地の2	訪問介護	平成13年 1月15日
有限会社 ケアセンター ふれあい	有限会社 ケアセンター ふれあい ひたちなか	ひたちなか市湊泉町8番11号	訪問介護	平成13年 1月15日

茨城県告示第193号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、事業の廃止の届け出を受理したので、同法第78条の規定により告示する。

平成13年3月1日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類等	廃 止 年月日
株式会社 コムスン	株式会社 コムスン 水海道ケアセンター	水海道市森下町字森下大道東 4393 グランレーヴ103	訪問介護	平成13年 2月28日

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類等	廃止年月日
株式会社 コムスン	株式会社 コムスン 高萩ケアセンター	高萩市高浜町 1 - 97 1 F	訪問介護	平成13年 2月28日
株式会社 コムスン	株式会社 コムスン 笠間ケアセンター	笠間市笠間字大町1090	訪問介護	平成13年 2月28日
株式会社 コムスン	株式会社 コムスン 鹿嶋ケアセンター	鹿嶋市宮中5273 - 4	訪問介護	平成13年 2月28日
株式会社 コムスン	株式会社 コムスン 総和ケアセンター	猿島郡総和町女沼1526 - 14 ホシノレジデンスビルA棟101	訪問介護	平成13年 2月28日

茨城県告示第194号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定に基づき、事業の廃止の届出を受理したので、同法第85条の規定により告示する。

平成13年 3 月 1 日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類等	廃止年月日
株式会社 コムスン	株式会社 コムスン 笠間ケアセンター	笠間市笠間大町1090	居宅介護支援事業	平成13年 2月28日

茨城県告示第195号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から1月間茨城県商工労働部商業流通課及び県南地方総合事務所商工労働政課において縦覧に供する。

平成13年 3 月 1 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 カタクラショッピングプラザ

所在地 取手市取手 3 丁目 4 番30号

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び公告日

変更の届出（附則第5条第1項）

平成12年10月12日

イ 変更しようとする事項

駐輪場の位置

2 市町村の意見

特になし

茨城県告示第196号

茨城県木材業者等登録条例（昭和36年茨城県条例第 6 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、次の者を木材業者等として登録を行った。

平成13年 3 月 1 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 木材業者登録

登録番号	登録年月日	住 所 (所在地)	氏 名 (代表者氏名)	商 号 (名 称)	営業所又は工場		業 種	備考
					所在地	名 称		
1198	H13.2.20	高萩市高戸705 - 1	鈴木 大平	(有)鈴木林業	住所に同じ	商号に同じ	素材生産 その他	
1199	"	東茨城郡小川町下吉影 1382 - 2	東 誠一	東林業	"	"	素 材 生産業	
1200	"	東茨城郡美野里町三箇 1105	田村 洋治	(株)三洋	"	"	販売業	
1201	"	那珂郡那珂町豊喰 124 - 2	吉原 勝雄	(有)吉原材木店	"	"	"	
1202	"	久慈郡水府村下高倉2076	堀江 宏史	堀江林業	久慈郡水府村 下高倉2075	"	素 材 生産業	
1203	"	那珂郡那珂町横堀 1277 - 4	渡辺 啓	渡辺住建	ひたちなか市 六ツ野4986 - 40	"	販売業	
4144	"	稲敷郡阿見町追原859	小松澤秀幸	小松沢木材	住所に同じ	"	"	
4145	"	稲敷郡阿見町上長 928 - 36	飯野 一義	(有)飯野木材	"	"	素 材 生産業	

2 製材業者登録

登録番号	登録年月日	住 所 (所在地)	氏 名 (代表者氏名)	商 号 (名 称)	営業所又は工場		業 種	備考
					所在地	名 称		
2190	H13.2.20	西茨城郡岩瀬町松田499	玉造良一郎	玉造建設(株)	住所に同じ	商号に同じ	素材生産 製材業	
4556	"	東京都葛飾区奥戸 2 - 7 - 7	嶋田 貫一	(有)高橋木箱 製作所	稲敷郡東町 上之島3214	"	製材業 その他	

茨城県告示第197号

昭和60年12月20日で計画を確定した県営大穂中部地区土地改良事業については、平成12年 3 月31日に工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 3 項の規定により公告する。

平成13年 3 月 1 日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第198号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第 3 条第 1 項第 2 号 イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定する。

平成13年 3 月 1 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路 線 名	区 間
一般国道124号	茨城県鹿島郡波崎町字明神前8829番 1 地先から 茨城県鹿島郡神栖町大字知手3106番 4 地先まで
一般国道125号	茨城県土浦市大字殿里1124番 1 地先から 茨城県土浦市大字常名4016番192地先まで
一般国道245号	茨城県ひたちなか市田中後7594番 4 地先から 茨城県ひたちなか市部田野1678番 1 地先まで
一般国道293号	茨城県日立市大和田町2232番 1 地先から 茨城県常陸太田市岡田町648番 2 地先まで
一般国道293号	茨城県常陸太田市山下町1432番 1 地先から 茨城県常陸太田市山下町952番 4 地先まで
一般国道293号	茨城県常陸太田市宮本町337番 3 地先から 茨城県那珂郡美和村大字鷲子3252番42地先まで
一般国道354号	茨城県古河市大字古河7473番地先から (県境) 茨城県古河市大字鴻ノ巣447番 1 地先まで
一般国道354号	茨城県岩井市大字馬立874番地先から 茨城県岩井市幸田1282番地先まで
一般国道354号	茨城県行方郡玉造町大町664番 1 地先から 茨城県行方郡玉造町字原5259番 1 地先まで
一般国道355号	茨城県行方郡牛堀町大字永山423番 1 地先から 茨城県行方郡玉造町川端1836番 4 地先まで
一般国道355号	茨城県西茨城郡岩間町押辺2709番321地先から 茨城県笠間市下市毛217番 5 地先まで
一般国道355号	茨城県西茨城郡友部町大字平町584番 2 地先から 茨城県西茨城郡友部町大字平町1112番 3 地先まで
一般国道355号	茨城県笠間市笠間1302番 1 地先から 茨城県笠間市寺崎 4 番 1 地先まで
主要地方道 水戸鉾田佐原線 (2 号)	茨城県鹿島郡旭村大字滝浜532番 1 地先から 茨城県行方郡麻生町大字麻生103番 3 地先まで
主要地方道 竜ヶ崎潮来線 (5 号)	茨城県竜ヶ崎市小通幸谷町264番 1 地先から 茨城県稲敷郡新利根町大字角崎407番地先まで
主要地方道 水戸那珂湊線 (6 号)	茨城県ひたちなか市田中後7594番 4 地先から 茨城県ひたちなか市湊本町 8 番 6 地先まで
主要地方道 石岡下館線 (7 号)	茨城県真壁郡真壁町大字山尾215番地先から 茨城県真壁郡協和町大字桑山1757番 9 地先まで
主要地方道 小川鉾田線 (8 号)	茨城県東茨城郡小川町大字中庭142番 1 地先から 茨城県鹿島郡鉾田町大字塔ヶ崎1017番 1 地先まで

路 線 名	区 間
主要地方道 取手東線 (11号)	茨城県稲敷郡河内町大字金江津4935番地先から 茨城県稲敷郡東町大字橋向50番 4 地先まで
主要地方道 下館つくば線 (14号)	茨城県下館市直井537番 1 地先から 茨城県下館市下中山1180番 2 地先まで
主要地方道 結城野田線 (17号)	茨城県結城市大字結城7681番地先から 茨城県結城市大字結城作213番地先まで
主要地方道 大宮御前山線 (21号)	茨城県那珂郡大宮町大字小野978番地先から 茨城県那珂郡大宮町大字小野869番 4 地先まで
主要地方道 下館三和線 (23号)	茨城県下館市大字一本松88番 2 地先から 茨城県真壁郡関城町大字関本中76番地先まで
主要地方道 土浦境線 (24号)	茨城県猿島郡猿島町大字沓掛4066番 1 地先から 茨城県岩井市大字半谷234番 1 地先まで
主要地方道 竜ヶ崎阿見線 (34号)	茨城県竜ヶ崎市田町3462番 1 地先から 茨城県牛久市正直町537番地先まで
主要地方道 那珂湊那珂線 (38号)	茨城県ひたちなか市市毛1199番地先から 茨城県那珂郡那珂町中台733番地先まで
主要地方道 那珂湊那珂線 (38号)	茨城県ひたちなか市田中後7594番 4 地先から 茨城県ひたちなか市大平町四丁目 4 番 8 地先まで
主要地方道 つくば益子線 (41号)	茨城県つくば市上大島1107番地先から 茨城県真壁郡真壁町大字山尾215番地先まで
主要地方道 つくば益子線 (41号)	茨城県西茨城郡岩瀬町大字御領 1 丁目64番地先から 茨城県西茨城郡岩瀬町大字大泉893番 1 地先まで
主要地方道 茨城岩間線 (43号)	茨城県西茨城郡岩間町大字押辺2599番118地先から 茨城県西茨城郡岩間町大字押辺1717番 8 地先まで
主要地方道 成田小見川鹿島港線 (44号)	茨城県鹿島郡神栖町大字息栖3079番554地先から 茨城県鹿島郡神栖町大字深芝2604番 2 地先まで
主要地方道 土浦竜ヶ崎線 (48号)	茨城県牛久市岡見町2241番 1 地先から 茨城県竜ヶ崎市馴柴町693番 3 地先まで
主要地方道 水戸神栖線 (50号)	茨城県水戸市吉沢町358番地先から 茨城県東茨城郡茨城町城之内55番地先まで
主要地方道 水戸神栖線 (50号)	茨城県行方郡玉造町字緑ヶ丘6556番 1 地先から 茨城県行方郡潮来町大字延方2934番 3 地先まで
主要地方道 取手豊岡線 (58号)	茨城県水海道市菅生町3053番地 8 地先から 茨城県水海道市豊岡3843番 2 地先まで
主要地方道 取手豊岡線 (58号)	茨城県水海道市豊岡町305番 3 地先から 茨城県水海道市豊岡町2237番 2 地先まで
主要地方道 日立笠間線 (61号)	茨城県東茨城郡常北町大字下古内652番 3 地先から 茨城県笠間市大字笠間市483番地先まで

路 線 名	区 間
主要地方道 常陸那珂港山方線 (62号)	茨城県ひたちなか市阿字ヶ浦町552番11地先から 茨城県ひたちなか市阿字ヶ浦町552番11地先まで
主要地方道 水戸勝那珂湊線 (63号)	茨城県水戸市渡里町3638番 8 地先から 茨城県水戸市田谷町4850番 2 地先まで
主要地方道 土浦笠間線 (64号)	茨城県土浦市大字常名3996番地先から 茨城県土浦市大字中貫1586番 1 地先まで
一般県道 江戸崎神崎線 (107号)	茨城県稲敷郡東町大字幸田1626番地先から 茨城県稲敷郡東町大字橋向57番 1 地先まで (県境)
一般県道 那珂湊大洗線 (108号)	茨城県ひたちなか市部田野3225番10地先から 茨城県ひたちなか市西十三奉行11645番 4 地先まで
一般県道 那珂湊大洗線 (108号)	茨城県ひたちなか市湊本町 7 番 7 地先から 茨城県ひたちなか市湊本町 8 番 6 地先まで
一般県道 鉾田茨城線 (110号)	茨城県鹿島郡鉾田町大字飯名330番 1 地先から 茨城県東茨城郡茨城町大字城之内672番地先まで
一般県道 土浦岩井線 (123号)	茨城県水海道市中妻町3987番 3 地先から 茨城県水海道市大生郷町2679番 1 地先まで
一般県道 土浦岩井線 (123号)	茨城県岩井市大字馬立874番地先から 茨城県岩井市大字岩井4355番11地先まで
一般県道 東山田岩瀬線 (148号)	茨城県真壁郡大和村大字高森371番 7 地先から 茨城県西茨城郡岩瀬町大字中泉333番 1 地先まで
一般県道 岩井関宿野田先 (162号)	茨城県岩井市大字長須11134番地先から 茨城県岩井市大字木間ヶ瀬11246番 3 地先まで (県境)
一般県道 菅谷小原内水戸線 (169号)	茨城県那珂郡那珂町大字豊喰172番 2 地先から 茨城県水戸市田谷町4850番 2 地先まで
一般県道 小泉水戸線 (174号)	茨城県水戸市東桜川 8 番 4 地先から 茨城県水戸市東桜川 2 番18地先まで
一般県道 境間々田線 (190号)	茨城県猿島郡総和町高野882番 2 地先から 茨城県猿島郡総和町小堤147番 3 地先まで
一般県道 戸崎上稲吉線 (197号)	茨城県土浦市菅谷町1273番地先から 茨城県土浦市白鳥町1106番180地先まで
一般県道 銚子波崎線 (198号)	茨城県鹿島郡波崎町大字谷田部1175番地先から (県境) 茨城県鹿島郡波崎町大字谷田部7182番 1 地先まで
一般県道 結城二宮線 (204号)	茨城県下館市大字下江連1638番地先から 茨城県下館市森添島1202番 3 地先まで
一般県道 原中田線 (228号)	茨城県古河市原71番地先から 茨城県古河市中田2231番地先まで
一般県道 市毛水戸線 (232号)	茨城県ひたちなか市枝川2532番 1 地先から 茨城県ひたちなか市枝川2460番 1 地先まで

路 線 名	区 間
一般県道 須賀北埠頭線 (238号)	茨城県鹿嶋市大船津2729番 3 地先から 茨城県鹿嶋市大船津2559番 3 地先まで
一般県道 八代庄兵衛新田線 (243号)	茨城県竜ヶ崎市八代町14番地先から 茨城県竜ヶ崎市庄兵衛新田町282番73地先まで
一般県道 妻木赤塚線 (244号)	茨城県つくば市大字東荒井13番 1 地先から 茨城県つくば市大字赤塚655番 3 地先まで
一般県道 岩井菅生線 (252号)	茨城県岩井市大字辺田349番18地先から 茨城県岩井市大字辺田380番 1 地先まで
一般県道 那珂湊港線 (262号)	茨城県ひたちなか市湊本町10番 1 地先から 茨城県ひたちなか市湊本町19番地先まで
一般県道 磯崎港線 (265号)	茨城県ひたちなか市阿字ヶ浦町1980番 3 地先から 茨城県ひたちなか市西十三奉行11631番 3 地先まで
一般県道 会瀬港線 (266号)	茨城県日立市会瀬町 4 丁目 1 番20地先から 茨城県日立市会瀬町 4 丁目15番 1 地先まで
一般県道 牛久赤塚線 (274号)	茨城県牛久市中根町389番 1 地先から 茨城県つくば市大字赤塚635番 3 地先まで
一般県道 川尻停車場川尻線 (297号)	茨城県多賀郡十王町友部111番 1 地先から 茨城県日立市川尻町408番地先まで
一般県道 笠間停車場線 (311号)	茨城県笠間市大字笠間1813番 4 地先から 茨城県笠間市大字笠間1313番 1 地先まで
一般県道 谷和原下館線 (357号)	茨城県水海道市小山戸町149番 5 地先から 茨城県水海道市中妻町3987番 3 地先まで

2 指定する期日 平成13年 4 月 1 日

茨城県告示199号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成13年 3 月 1 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 施行者の名称 新治郡八郷町

2 都市計画事業の種類及び名称 八郷都市計画下水道事業八郷町公共下水道

3 事業施行期間 平成10年11月 9 日から

平成20年 3 月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分 平成10年11月 9 日茨城県告示第1228号のとおり

(2) 使用の部分 平成10年11月 9 日茨城県告示第1228号の事業地に次に掲げる区域を加えた区域

茨城県新治郡八郷町大字柿岡 字原下の全部

大字柿岡 字池下，字宅地付，字菖蒲，字館，字中道，字善光寺，字北町，字上宿，字

根富士，字内宿，字和尚塚，字鴻の巣，字江垂，字小坊内，字申内，字高山，字権水，字柿岡，字反り町，字金指，字後石沢，字並木，字上反町，字下反町，字高友，字下川，字中根，字毛無，字菖蒲沢，字神取，字押越，字東の前，字大佛，字天神下，字向江垂，字八重，字西の前，字川岸通，字北小川，字稻荷墓，字小申塚，字長堀墓，字稻荷下，字向墓，字百目鬼及び字割目の各一部

- 大字小幡 字里脇の全部
- 大字小幡 字巷丁三反，字御廟，字寺内，字勘定掛，字十三塚，字十三上，字盃田，字十三日向，字一戦場，字新田入，字梶山，字十三堂，字里西，字里，字里後，字稻子，字稻子脇，字上宿端及び字南小幡の各一部
- 大字細谷 字前下田，字天神，字竹山，字鬼越，字台，字門，字堀ノ内，字根田，字六反田，字瀧，字山ノ神，字長古田，字銭形，字弁天，字小山，字六万部，字堂及び字細の各一部
- 大字須釜 字香取前の全部
- 大字須釜 字大崩，字天上，字香取下，字三本松，字須釜の各一部
- 大字上林 字中川根，字一丁田，字松添，字堀ノ内，字高田，字堂前，字前嶋，字堂久保，字弁天，字塙久保，字貉久保，字雷，字伊賀土，字龍害，字井草田，字台，字南，字後田，字貉穴及び字平内の各一部
- 大字下林 字鏡田，字長町，字古内，字万願寺，字藤の宮，字半ノ内，字ワシ山，字赤芝，字宿畑，字十三塚，字餓鬼山，字飯塚，字宅地付，字富士山，字門前，字神田，字戸ノ内，字清水田，字立野，字薊谷原，字金ヶ沢，字市ノ沢，字塔ノ下，字房ノ，字竜口，字中溝，字五灵及び字坂ノ下の各一部
- 大字浦須 字川岸前，仲地後及び関上の全部
- 大字浦須 字金山，字後田，字木内後，字木内，字井田，字墓，字仲道，字馬場，字ヤシキ，字長家，字中坪，字札場，字前田，字前畑，字向坪，字南坪，字豆穴，字ゼンダナ，字ハイヤ，字山神，字八ヶ内，字前山，字久保前，字久保，字社脇，字向平，字社前，字東前，字川岸，字橋本，字富士前，字粒尻，字松ノ木及び字関向の各一部
- 大字吉生 字小久保西，字小久保前，字小久保，字小久保裏，字古久保，字古久保裏，字前谷及び字赤坂の各一部
- 大字山崎 字筭崎の一部

茨城県告示第200号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により，事業計画の変更を認可したので，同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき，次のとおり告示する。

平成13年 3 月 1 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称 北相馬郡藤代町
- 2 都市計画事業の種類及び名称 取手都市計画下水道事業
北第2号都市下水路

- 3 事業施行期間 平成 7 年11月 2 日から
平成19年 3 月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分

なし

- (2) 使用の部分

平成 7 年茨城県告示第1217号のとおり。

茨城県告示第201号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第28条第 2 項により荒川沖駅西口第 1 - A 地区市街地再開発組合の理事長の氏名及び住所を次のとおり告示する。

平成13年 3 月 1 日

理事長の氏名及び住所

氏名 川 田 守

住所 稲敷郡阿見町大字実穀1344

(選 挙 管 理 委 員 会)

茨城県選挙管理委員会告示第12号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第 2 項及び同条第 3 項第 2 号の規定による施設の長が不在者投票管理者となることができる施設を次のとおり指定した。

平成13年 3 月 1 日

茨城県選挙管理委員会委員長 足 立 裕

1 施設の名称等

区 分	名 称	所 在 地
老人保健施設	医療法人 恵仁会 アレーテル・つくば	つくば市大字北条1174

- 2 指定年月日 平成13年 2 月22日

茨城県選挙管理委員会告示第13号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第 2 項及び同条第 3 項第 2 号の規定による施設の長が不在者投票管理者となることができる施設の指定内容を次のとおり変更した。

平成13年 3 月 1 日

茨城県選挙管理委員会委員長 足 立 裕

1 施設の名称等

区 分	名 称	所 在 地	
病 院	医療法人 永慈会 永井ひたちの森病院	新	日立市小木津町966番地
		旧	日立市小木津町1020番地

- 2 変更年月日 平成13年 2 月22日

公 告

平成13年度前期技能検定実施公示

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定に基づき、技能検定の実施について次のとおり公示する。

平成13年 3 月 1 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 実施職種及びその等級

実施する検定職種、作業及び職種に応じ実施する等級は下表のとおりであり、実技試験及び学科試験によって行います。

実施する検定職種

造園	めっき
造園工事作業(1, 2, 3)	電気めっき作業(1, 2)
金属熱処理	仕上げ
一般熱処理作業(1, 2)	治工具仕上げ作業(1, 2)
機械加工	金型仕上げ作業(1, 2)
普通旋盤作業(1, 2, 3)	機械組立仕上げ作業(1, 2)
フライス盤作業(1, 2)	切削工具研削
ボール盤作業(1, 2)	工作機械用切削工具研削(1, 2)
平面研削盤作業(1, 2)	ダイカスト
円筒研削盤作業(1, 2)	コールドチャンバダイカスト作業(1, 2)
心無し研削盤作業(1, 2)	電子機器組立て
ホブ盤作業(1, 2)	電子機器組立て作業(1, 2)
数値制御旋盤作業(1, 2)	電気機器組立て
数値制御フライス盤作業(1, 2)	変圧器組立て作業(1, 2)
マシニングセンタ作業(1, 2)	配電盤・制御盤組立て作業(1, 2)
精密器具製作作業(1, 2)	開閉制御器具組立て作業(1, 2)
放電加工	回転電機巻線製作作業(1, 2)
形彫り放電加工作業(1, 2)	光学機器製造
数値制御形彫り放電加工作業(1, 2)	光学ガラス研磨作業(1, 2)
ワイヤ放電加工作業(1, 2)	建設機械整備
金属プレス加工	建設機械整備作業(1, 2)
金属プレス作業(1, 2)	家具製作
鉄工	家具手加工作業(1, 2)
製缶作業(1, 2)	建具製作
構造物鉄工作業(1, 2)	木製建具手加工作業(1, 2)
建築板金	印刷
内外装板金作業(1, 2)	オフセット印刷作業(1, 2)
ダクト板金作業(1, 2)	プラスチック成形

射出成形作業 (1, 2)	ボード仕上げ工事業 (1, 2)
強化プラスチック成形	熱絶縁施工
手積み積層成形作業 (1, 2)	保温保冷工事業 (1, 2)
とび	化学分析
とび作業 (1, 2)	化学分析作業 (1, 2)
左官	表装
左官作業 (1, 2)	表具作業 (1, 2)
築炉	壁装作業 (1, 2)
築炉作業 (1, 2)	塗装
ブロック建築	建築塗装作業 (1, 2)
コンクリートブロック工事業 (1, 2)	金属塗装作業 (1, 2)
タイル張り	写真
タイル張り作業 (1, 2)	肖像写真作業 (1, 2)
畳製作	フラワー装飾
畳製作作業 (1, 2)	フラワー装飾作業 (1, 2)
防水施工	路面標示施工
ウレタンゴム系塗膜防水工事業 (1, 2)	溶融ペイントハンドマーカ－工事業 (単一)
アクリルゴム系塗膜防水工事業 (1, 2)	和裁
シーリング防水工事業 (1, 2)	和服製作作業 (3)
内装仕上げ施工	以上38職種63作業
プラスチック系床仕上げ工事業 (1, 2)	
鋼製下地工事業 (1, 2)	

注：()内の1, 2, 3, 単一は各々, 1級, 2級, 3級又は単一等級実施職種及び作業を指す。

2 受検手数料, 実施期日及び実施場所等

(1) 実技試験

ア 手数料 15,700円 (ただし茨城県手数料条例別表第5の8の項金額の欄第1号のイに該当する者 (3級を受検する在校生 (以下「在校生」という。)) は10,000円)

イ 実施期日

実技試験は, 平成13年6月12日 (火) から平成13年9月9日 (日) までの間において別途茨城県職業能力開発協会が指定する日に行います。

ウ 実施場所

実技試験の実施場所は, 別途茨城県職業能力開発協会から通知します。

エ 問題の公表

実技試験問題は, あらかじめ茨城県職業能力開発協会に掲示するとともに, 受検申請者あて送付します。
(ただし, 一部の検定職種については問題の全部または一部が非公表のものがああります。)

掲示による公表は, 平成13年6月5日 (火) より行います。

(2) 学科試験

ア 手数料 3,100円

イ 実施期日

学科試験の実施期日は, 検定職種ごとに次のとおりです。

検 定 職 種 (作 業)	実 施 期 日
金属熱処理 (一般熱処理作業) 金属プレス加工 (金属プレス作業) 光学機器製造 (光学ガラス研磨作業) プラスチック成形 (射出成形作業) とび (とび作業) 築炉 (築炉作業) 防水施工 (ウレタンゴム系塗膜防水工事作業, アクリルゴム系塗膜防水工事作業, シーリング防水工事作業) 化学分析 (化学分析作業) 塗装 (建築塗装作業, 金属塗装作業) 和裁 (和服製作作業)	平成13年 8月26日 (日)
機械加工 (普通旋盤作業, フライス盤作業, ボール盤作業, 平面研削盤作業, 円筒研削盤作業, 心無し研削盤作業, ホブ盤作業, 数値制御旋盤作業, 数値制御フライス盤作業, マシニングセンタ作業, 精密器具製作作業) 鉄工 (製缶作業, 構造物鉄工作業) めっき (電気めっき作業) ダイカスト (コールドチャンバダイカスト作業) 電子機器組立て (電子機器組立て作業) 建設機械整備 (建設機械整備作業) 家具製作 (家具手加工作業) 建具製作 (木製建具手加工作業) 印刷 (オフセット印刷作業) 左官 (左官作業) 畳製作 (畳製作作業) 内装仕上げ施工 (プラスチック系床仕上げ工事作業, 鋼製下地工事作業, ボード仕上げ工事作業)	平成13年 9月2日 (日)
写真 (肖像写真作業)	平成13年 9月5日 (水)
造園 (造園工事作業) 放電加工 (形彫り放電加工作業, 数値制御形彫り放電加工作業, ワイヤ放電加工作業) 建築板金 (内外装板金作業, ダクト板金作業) 仕上げ (治工具仕上げ作業, 金型仕上げ作業, 機械組立仕上げ作業) 切削工具研削 (工作機械用切削工具研削作業) 電気機器組立て (変圧器組立て作業, 配電盤・制御盤組立て作業, 開閉制御器具組立て作業, 回転電機巻線製作作業) 強化プラスチック成形 (手積み積層成形作業) ブロック建築 (コンクリートブロック工事作業) タイル張り (タイル張り作業) 熱絶縁施工 (保温保冷工事作業) 表装 (表具作業, 壁装作業) フラワー装飾 (フラワー装飾作業) 路面標示施工 (溶融ペイントハンドマーカ作業)	平成13年 9月9日 (日)

ウ 実施場所

学科試験の実施場所は、別途茨城県職業能力開発協会から通知します。

3 受検申請の手続き

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験または学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書類

ウ 実技試験を在校生として受検する場合は、在校生であることを証明する書類

(2) 提出先

茨城県職業能力開発協会

住 所 〒310 - 0801 水戸市桜川 2 - 2 - 35 (産業会館12F)

電 話 029 - 221 - 8647

(3) 受付期間

平成13年 4月 2日 (月) から 4月13日 (金) まで

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）の用紙及び受検案内は、茨城県職業能力開発協会で作成し、返信用封筒（あて先を記入し、130円切手を貼ったもの）を同封すること。

なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒（あて先を記入し、130円切手を貼ったもの）を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

なお、試験免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。

郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り、受け付けます。

ウ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者は、1に掲げる検定職種以外の職種についても受検申請ができます。

4 受検手数料の納付方法

実技試験の手数料の額（前記2の(1)アに定められた額）及び学科試験手数料の額（3,100円）を申請書に添えて納付してください。郵送の場合は、現金書留で納付してください。

なお、実技試験又は学科試験が免除される場合、当該試験に係る手数料の納付を要しません。

また、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合または試験を受けなかった場合でも手数料は返還しません。

5 合格者の発表等

(1) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者は、平成13年10月9日（火）の県報で公示し、書面で通知します。

(2) 実技試験または学科試験の一部合格者の発表

実技試験または学科試験のいずれかに合格した者については、茨城県職業能力開発協会が平成13年10月9日（火）に書面で通知します。

(3) 技能検定合格証書の交付

1級及び単一等級の技能検定の合格者は厚生労働大臣名の、2級及び3級の技能検定の合格者は茨城県知事名の合格証書が交付されます。

また、このほか厚生労働大臣から、技能検定の合格者には、合格した等級の技能士章が交付されます。

6 技能五輪茨城県地方大会について

技能検定2級実技試験のうち、下記の職種については、第39回技能五輪全国大会の予選会として同時に開催いたします。

なお、第39回技能五輪全国大会は、全国の青年技能者の技能競技大会であり、福島県及び中央職業能力開発協会主催で、平成13年10月26日（金）から10月29日（月）に行われます。

(1) 実施職種

旋盤 フライス盤 精密機器組立て 電子機器組立て 工場電気設備 抜き型 機械組立て 構造物鉄工 左官

(2) 参加資格

昭和53年1月1日以降に生まれた者。

(3) 受付期間

平成13年4月2日（月）から4月13日（金）まで

(4) 参加手数料

15,700円

(5) 参加申込先

参加申込書に参加手数料を添えて茨城県職業能力開発協会へ申し込んでください。

7 その他

技能検定及び技能五輪茨城県地方大会についての不明な点は、茨城県商工労働部職業能力開発課（電話）029 - 301 - 3660 または、茨城県職業能力開発協会（電話）029 - 221 - 8647に問い合わせください。

平成13年度技能検定（随時3級，基礎1級及び基礎2級）実施公示

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定に基づき，技能検定の実施について次のとおり公示する。

平成13年 3 月 1 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 実施する職種及びその等級

実施する検定職種，作業及び職種に応じ実施する等級は下表のとおりであり，実技試験及び学科試験によって行います。

実施する検定職種

さく井	陽極酸化処理作業（随時3，基礎1，基礎2）
パーカッション式さく井工作業（随時3，基礎1，基礎2）	仕上げ
ロータリー式さく井工作業（随時3，基礎1，基礎2）	治工具仕上げ作業（随時3，基礎1，基礎2）
鋳造	金型仕上げ作業（随時3，基礎1，基礎2）
鋳鉄鋳物鋳造作業（随時3，基礎1，基礎2）	機械組立仕上げ作業（随時3，基礎1，基礎2）
銅合金鋳物鋳造作業（随時3，基礎1，基礎2）	機械検査
軽合金鋳物鋳造作業（随時3，基礎1，基礎2）	機械検査作業（随時3，基礎1，基礎2）
鍛造	ダイカスト
ハンマ型鍛造作業（随時3，基礎1，基礎2）	ホットチャンバダイカスト作業（随時3，基礎1，基礎2）
プレス型鍛造作業（随時3，基礎1，基礎2）	コールドチャンバダイカスト作業（随時3，基礎1，基礎2）
機械加工	機械保全
普通旋盤作業（随時3，基礎1，基礎2）	機械系保全作業（随時3，基礎1，基礎2）
フライス盤作業（随時3，基礎1，基礎2）	電子機器組立て
金属プレス加工	電子機器組立て作業（随時3，基礎1，基礎2）
金属プレス作業（随時3，基礎1，基礎2）	電気機器組立て
鉄工	回転電機組立て作業（随時3，基礎1，基礎2）
構造物鉄工作業（随時3，基礎1，基礎2）	変圧器組立て作業（随時3，基礎1，基礎2）
建築板金	配電盤・制御盤組立て作業（随時3，基礎1，基礎2）
ダクト板金作業（随時3，基礎1，基礎2）	閉開制御器具組立て作業（随時3，基礎1，基礎2）
工場板金	回転電機巻線製作作業（随時3，基礎1，基礎2）
機械板金作業（随時3，基礎1，基礎2）	冷凍空気調和機器施工
めっき	冷凍空気調和機器施工作業（全期3，基礎1，基礎2）
電気めっき作業（随時3，基礎1，基礎2）	染色
溶融亜鉛めっき作業（随時3，基礎1，基礎2）	糸浸染作業（随時3，基礎1，基礎2）
アルミニウム陽極酸化処理	ニット製品製造

丸編みニット製造作業 (随時 3, 基礎 1, 基礎 2)
 靴下製造作業 (随時 3, 基礎 1, 基礎 2)
 婦人子供服製造
 婦人子供既製服縫製作業 (随時 3, 基礎 1, 基礎 2)
 紳士服製造
 紳士既製服縫製作業 (随時 3, 基礎 1, 基礎 2)
 帆布製品製造
 帆布製品製造作業 (随時 3, 基礎 1, 基礎 2)
 布はく縫製
 ワイシャツ製造作業 (随時 3, 基礎 1, 基礎 2)
 家具製作
 家具手加工作業 (随時 3, 基礎 1, 基礎 2)
 建具製作
 木製建具手加工作業 (随時 3, 基礎 1, 基礎 2)
 印刷
 オフセット印刷作業 (随時 3, 基礎 1, 基礎 2)
 製本
 書籍製本作業 (随時 3, 基礎 1, 基礎 2)
 雑誌製本作業 (随時 3, 基礎 1, 基礎 2)
 事務用品類製本作業 (随時 3, 基礎 1, 基礎 2)
 プラスチック成形
 プラスチック成形作業 (随時 3, 基礎 1, 基礎 2)
 圧縮成型作業 (随時 3, 基礎 1, 基礎 2)
 射出成形作業 (随時 3, 基礎 1, 基礎 2)
 インフレーション成形作業 (随時 3, 基礎 1, 基礎 2)
 強化プラスチック成形
 手積み積層成形作業 (随時 3, 基礎 1, 基礎 2)
 石材施工
 石材加工作業 (随時 3, 基礎 1, 基礎 2)
 石張り作業 (随時 3, 基礎 1, 基礎 2)
 ハム・ソーセージ・ベーコン製造
 ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業 (随時 3, 基礎 1, 基礎 2)
 水産練り製品製造
 かまぼこ製品製造作業 (随時 3, 基礎 1, 基礎 2)
 建築大工
 大工工事作業 (随時 3, 基礎 1, 基礎 2)
 かわらぶき
 かわらぶき作業 (随時 3, 基礎 1, 基礎 2)
 とび
 とび作業 (随時 3, 基礎 1, 基礎 2)

左官
 左官作業 (随時 3, 基礎 1, 基礎 2)
 タイル張り
 タイル張り作業 (随時 3, 基礎 1, 基礎 2)
 配管
 建築配管作業 (随時 3, 基礎 1, 基礎 2)
 プラント配管作業 (随時 3, 基礎 1, 基礎 2)
 型枠施工
 型枠工事作業 (随時 3, 基礎 1, 基礎 2)
 鉄筋施工
 鉄筋組立て作業 (随時 3, 基礎 1, 基礎 2)
 コンクリート圧送施工
 コンクリート圧送工事作業 (随時 3, 基礎 1, 基礎 2)
 防水施工
 シーリング防水工事作業 (随時 3, 基礎 1, 基礎 2)
 内装仕上げ施工
 プラスチック系床仕上げ工事作業 (随時 3, 基礎 1, 基礎 2)
 カーペット系床仕上げ工事作業 (随時 3, 基礎 1, 基礎 2)
 鋼製下地工事作業 (随時 3, 基礎 1, 基礎 2)
 ボード仕上げ工事作業 (随時 3, 基礎 1, 基礎 2)
 カーテン工事作業 (随時 3, 基礎 1, 基礎 2)
 熱絶縁施工
 保温保冷工事作業 (随時 3, 基礎 1, 基礎 2)
 サッシ施工
 ビル用サッシ施工作業 (随時 3, 基礎 1, 基礎 2)
 ウェルポイント施工
 ウェルポイント工事作業 (随時 3, 基礎 1, 基礎 2)
 表装
 壁装作業 (随時 3, 基礎 1, 基礎 2)
 塗装
 建築塗装作業 (随時 3, 基礎 1, 基礎 2)
 金属塗装作業 (随時 3, 基礎 1, 基礎 2)
 鋼橋塗装作業 (随時 3, 基礎 1, 基礎 2)
 噴霧塗装作業 (随時 3, 基礎 1, 基礎 2)
 工業包装
 工業包装作業 (随時 3, 基礎 1, 基礎 2)
 以上49職種76作業

注 1 : () 内の随時 3 , 基礎 1 , 基礎 2 は各々随時 3 級 , 基礎 1 級 , 基礎 2 級実施職種及び作業を指す。

注 2 : 随時の 3 級の受検については , 受検しようとする職種に係る基礎 1 級又は基礎 2 級に合格した者に限り受検することができるものとする。

2 技能検定試験の手数料 , 実施期日及び実施場所等

(1) 実技試験

ア 手数料 15,700円

イ 実施期日

実技試験は , 平成13年 4 月 1 日から平成14年 3 月31日までの間において , 別途茨城県職業能力開発協会が指定する日に行います。

ウ 実施場所

実技試験の実施場所は , 別途茨城県職業能力開発協会から通知します。

エ 問題の公表

実技試験の問題は , あらかじめ受検申請者に公表します。(ただし , 一部の検定職種については , 問題の全部または一部が非公表のものがああります。)

(2) 学科試験

ア 手数料 3,100円

イ 実施期日

学科試験は , 平成13年 4 月 1 日から平成14年 3 月31日までの間において , 別途茨城県職業能力開発協会が指定する日に行います。

ウ 実施場所

学科試験の実施場所は , 別途茨城県職業能力開発協会から通知します。

3 受検申請の手続

(1) 提出書類

技能検定受検申請書

(2) 提出先

茨城県職業能力開発協会

住 所 〒310 - 0801 水戸市桜川 2 - 2 - 35 (産業会館12F)

電 話 029 - 221 - 8647

(3) 受付期間

原則として , 技能検定試験の実施期日の30日前まで

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定受検申請書 (以下「申請書」という。) の用紙は , 茨城県職業能力開発協会で交付します。

なお , 申請書の用紙の郵送を求める場合は , 封筒の表面に「技能検定受検申請書請求」と朱書し , 返信用封筒 (あて先を記入し , 130円切手をはったもの) を同封して下さい。

イ 申請書を郵送する場合は , 書留郵便とし , 封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書して下さい。

4 手数料の納付方法

実技試験の手数料の額 (前記 2 の(1)アに定められた額) 及び学科試験の手数料の額 (3,100円) を申請書に添えて納付して下さい。郵送の場合は , 現金書留で納付して下さい。

5 合格の発表等

(1) 実技試験または学科試験の一部合格者の発表

実技試験または学科試験のいずれかに合格した者については、茨城県職業能力開発協会が書面で通知します。

(2) 技能検定合格証書の交付

随時 3 級，基礎 1 級及び基礎 2 級の技能検定合格者は、茨城県知事名の合格証書が交付されます。

6 その他

随時 3 級，基礎 1 級及び基礎 2 級の技能検定は、外国人の技能実習制度にかかる研修成果の評価及び修得技能等の認定に活用するものです。なお、不明な点については、茨城県商工労働部職業能力開発課（電話）029 - 301 - 3660 または茨城県職業能力開発協会（電話）029 - 221 - 8647に問い合わせてください。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1月）
（休日の場合は繰下発行）（金 3,060円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)